

資産運用管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪科学振興協会（以下「当協会」という。）の資産の維持、取得、処分、運用等の管理（以下「運用管理」という。）に関する基本的事項を定めることにより、当協会の適正かつ効率的な事業運営を図ることを目的とする。

(適用される資産)

第2条 この規程が適用される資産は、次のとおりとする。

- (1) 定款第7条第2項に定める「基本財産」
- (2) 定款第7条第3項に定める「その他の財産」のうち事業基金

(基本原則)

第3条 当協会の資産運用管理について、理事は、法令、省令、当協会の定款や規程、理事会の決定を遵守し、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、当協会のために忠実に職務を執行しなければならない。

(理事長の職務)

第4条 理事長は、理事の中から資産運用管理責任者を任命することができる。

2 理事長は、資産運用管理責任者を監督し、随時報告を求め、必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資産運用管理責任者等の職務)

第5条 資産運用管理責任者は、翌事業年度における資産運用管理計画を予算編成の理事会までに策定し、理事長の承認を受けなければならない。

2 資産運用管理責任者は、資産運用管理状況およびその結果について把握するとともに、少なくとも各事業年度の半期に一回、次の点について、理事長に報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 第2条に定める資産の運用管理から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての債券等の個別有価証券の時価、格付

3 資産運用管理責任者は、資産の有利な運用管理または資産運用管理計画の策定にかかわる情報取得を目的とし、金融機関等外部に資産運用

管理業務の補助を依頼することができる。

- 4 資産運用管理責任者は、資産運用管理の執行補助者として資産運用管理担当者を任命することができる。
- 5 資産運用管理担当者は、第1項に規定する資産運用管理計画に基づき、資産運用管理を実行するものとし、資産運用管理責任者に事前に意見を求めるとともに、その結果について随時報告しなければならない。

(理事会・評議員会への報告)

- 第6条 理事会は、資産運用管理の結果または経過について、少なくとも各事業年度に一回または必要に応じて、理事長または本規程第4条に定める資産運用管理責任者から報告を受けるものとする。
- 2 評議員会は、必要と求めた場合、資産運用管理の結果または経過について、理事長または本規程第4条に定める資産運用管理責任者から報告を受けるものとする。

第2章 基本財産

(基本方針)

- 第7条 基本財産は、元本および利息の安全性が極めて高い方法で運用管理を行う。

(資産運用管理の対象)

- 第8条 基本財産の運用管理対象は、次のとおりとする。
- ア 円建て預貯金
 - イ 円建て金銭信託・貸付信託（元本保証のものに限る）
 - ウ 日本国国債（国庫短期証券を含む）、政府保証債、地方債（都道府県の保証のある地方開発公社等が発行する債券を含む）

(運用益の取扱い)

- 第9条 基本財産の運用管理による収益（配当金等を含む。以下「運用益」という。）は、2分の1は公益目的事業費に充て、2分の1は管理費に充てるものとする。

(資産価値減少時の対応)

- 第10条 保有する債券の時価が急落する等資産価値が大幅に減少した場合、資産運用管理責任者はその対策について理事長と協議しなければならない。

- 2 前項に関し、資産運用管理責任者は、資産の適切な運営管理の観点から急を要すると判断する場合、理事長、ならびに、理事のうち少なくとも1名と協議の上、当該債券を売却できるものとする。ただし、その場合は、残る理事に対し、可能な限り速やかに、売却理由等を含め報告しなければならない。
- 3 第1項に関し、当該債券の保有を継続する場合、資産運用管理責任者は、関連情報の収集に努めるとともに、必要に応じて理事長に報告しなければならない。

第3章 事業基金

(事業基金)

第11条 事業基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 理事会および評議員会で事業基金に繰り入れることを決議した財産
- (2) 寄附者から事業基金とすることを指定して寄附された財産

(事業基金の処分)

第12条 事業基金の全部または一部を処分する場合は、理事会および評議員会の決議を得るものとする。

(基本方針)

第13条 事業基金は、元本および利息の安全性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用管理を行う。

(資産運用管理の対象)

第14条 事業基金の運用管理対象は、次のとおりとする。

- ア 円建て預貯金（信用金庫への出資金を含む）
 - イ 円建て金銭信託・貸付信託（元本保証のものに限る）
 - ウ 日本国国債（国庫短期証券を含む）、政府保証債、地方債（都道府県の保証のある地方開発公社等が発行する債券を含む）
 - エ 公社債投資信託
 - オ 特別の法律により法人の発行する債券
 - カ 事業債（相互会社基金債、銀行劣後債を含む）
 - キ 金融債
 - ク 円建て外債、ユーロ円債（仕組債等を含む）
- 2 理事会が特に定めた場合は、前項に掲げる運用対象以外の商品を新たに購入および運用管理することができる。

(債券の取得基準)

第15条 前条の運用管理対象のうち、債券を新たに取得する場合、当該債券の取得から満期償還までの期間（以下「保有期間」という。）は20年を超えないこととする。

2 前条の運用管理対象のうち、仕組債については、新たに購入しないこととする。

3 前条の運用管理対象のうち、オないしクを新たに取得する場合は、次の項目について情報を収集し、保有期間と共に、十分検討を行うこととする。

(1) 発行体の業種、事業内容（公益性等）

(2) 発行体の財務状況（売上高、利益、負債、自己資本比率等）

(3) その他発行体に関する情報（業界状況等）

(補助基準)

第16条 前条の取得基準を補助するものとして、以下の格付基準を参照することとする。

(1) 採用する格付機関

ア 格付投資情報センター (R&I)

イ 日本格付研究所 (JCR)

ウ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

エ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

オ フィッチ・レーティングス (Fitch)

(2) 参照する格付

債券発行体の格付を基本とするが、債券の種類、性格等から、より実態を表すと判断される格付がある場合は、それを参照する。

(3) 採用基準

ア 保有期間が2年以下のもの

本条(1)の格付機関のうち、いずれかがBBB格相当以上に格付けしているもの。

イ 保有期間が2年超かつ10年以下のもの

本条(1)の格付機関のうち、いずれかがA格相当以上に格付けしているもの。

ウ 保有期間が10年超かつ20年以下のもの

本条(1)の格付機関のうち、いずれかがAA格相当以上に格付けしているもの。

(分散投資等)

第 17 条 第 14 条の日本国国債、政府保証債、地方債以外の債券を取得する場合は、流動性の確保とともに、特定の発行体および業種に過度に集中しないよう留意する。

(運用益の取扱い)

第 18 条 事業基金の運用益は、10 分の 6 は公益目的事業費に充て、10 分の 4 は管理費に充てるものとする。

2 前項にかかわらず、事業基金の運用益を適正な範囲で公益目的事業に使用することができる。

(資産価値減少時の対応)

第 19 条 保有する債券の時価が急落する等資産価値が大幅に減少した場合、資産運用管理責任者はその対策について理事長と協議しなければならない。

2 前項に関し、資産運用管理責任者は、資産の適切な運営管理の観点から急を要すると判断する場合、理事長、ならびに、理事のうち少なくとも 1 名と協議の上、当該債券を売却できるものとする。ただし、その場合は、残る理事に対し、可能な限り速やかに、売却理由等を含め報告しなければならない。

3 第 1 項に関し、当該債券の保有を継続する場合、資産運用管理責任者は、関連情報の収集に努めるとともに、必要に応じて理事長に報告しなければならない。

(規程の準用)

第 20 条 第 2 条に定める以外の資産であっても、当協会が債券による運用管理を行う場合は、この規程の第 13 条ないし第 17 条、ならびに第 19 条を準用することとする。

第 4 章 その他

(規程の見直し等)

第 21 条 この規程は、少なくとも年一回あるいは必要に応じて見直すこととする。

2 前項の結果、この規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。